

議案第3号

北名古屋市行政手続条例の一部改正について

北名古屋市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政指導に対する中止等の求め、法令違反を是正するための処分等の求めに関する規定等を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市行政手続条例の一部を改正する条例

北名古屋市行政手続条例（平成18年北名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第35条）」を
「第4章 行政指導（第30条―第35条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第35条の3）」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第7号中「（議会を除く。以下同じ。）」を削る。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項各号列記以外の部分及び第3項、第22条第3項並びに第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第34条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 当該行政庁又は当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

〔告示書の体裁について〕

告示書の体裁が次のとおりになるよう設定し、ワードにて作成してください。

- 1 文字数 33文字
- 2 行数 30行
- 3 フォント MS明朝 12ポイント
- 4 余白 上 25mm 下30mm
右 30mm 左30mm
- 5 用紙 A4縦
- 6 その他 「▲」は改行を示す。
「■」はスペースを示す。

※ 決裁及び議会への提出は、1行目から10行目までの告示に係る部分を省略し、条例の名称以降をもって決裁を受け、議会へ提出すること。